

令和 8 年度

犀川浄水場急速ろ過池ろ材交換業務委託

特記仕様書

長野市上下水道局浄水課

犀川浄水場における急速ろ過池ろ材交換業務委託にあたり、契約書によるほか、この仕様書により次の事項に留意して業務にあたるものとする。

【 総則 】

1. 適用範囲

この仕様書は、犀川浄水場急速ろ過池ろ材交換業務委託に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、公益社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針・解説」、「水道維持管理指針」、「水道工事標準仕様書〔設備工事編〕」の最新版に準じるものとし、そのほかは監督員との打ち合わせにより決定する。

2. 業務の履行義務

契約書及び仕様書に基づき委託業務を完全に履行するものとする。

3. 業務の概要

本委託では、主に次の項目を実施する。

- (1) 既設ろ過池からのろ材搬出
- (2) ろ材の交換
- (3) ろ過池集水装置清掃及び点検
- (4) ろ過水の水質確認
- (5) 試運転作業

4. 施設の位置

長野市差出南三丁目 犀川浄水場

5. 履行期間

契約日から令和9年3月26日

6. 労務管理

受注者は業務の履行にあたり、労務管理並びに安全管理に関する、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守するものとする。

7. 安全確保

受注者は業務の履行にあたり、業務の安全を確保するため必要な安全措置を講じ、業務が常に安全であるよう努めなければならない。

8. 管理技術者の選任

受注者は業務の履行にあり、管理技術者を選任し、必要事項を記載して届け出るものとする。また、管理技術者に変更がある場合も同様とする。

9. 管理技術者の職務

管理技術者は、契約書及び仕様書の内容を把握し、業務を円滑に履行するよう努めるとともに、技術者の指導監督を適切に行うものとする。

10. 業務実施時期

業務の実施時期については、土、日曜及び祝日を除く就業時間内とし、施設管理に支障とならないよう監督員と協議により実施する。

11. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後に支払いを行うものとする。

12. 関連工事との調整等

- (1) この委託は、稼働中の施設内での業務であるため、施工に当たっては、監督員との連絡を密にし、浄水場の運転管理に支障を与えないよう施設の保護には特に注意しなければならない。
- (2) 別途施工中の関連工事を行っている場合は、受注者と綿密な連絡調整を行い、相互の工事を円滑かつ安全に施工するよう努めるものとする。

13. 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、以下の業務とする。
 - ①業務工程管理及び施設担当者との実施時期の協議
 - ②業務完了書類作成及び技術的評価
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

14. 提出書類

業務の履行にあたり、次の書類及び監督員から提出を求められた書類を遅延なく提出するものとし、提出部数については監督員の指示によるものとする。

(1) 業務着手前

- ① 管理技術者届
- ② 作業員名簿
- ③ 作業工程表
- ④ 各種資格証の写し
- ⑤ 保菌検査(検便)成績書の写し

(2) 業務完了時

- ① 業務(一部)完了届
- ② 各種検査・状況等報告書
- ③ 業務工程写真

【 業務要領 】

15. 対象ろ過池

- (1) 型式 : 急速ろ過池
- (2) 寸法 : W4,200mm×D8,400mm×ろ層厚 800mm
- (3) ろ過面積 : 35.28 m²/池
- (4) 数量 : 2池(1、2号)
- (5) ろ層構成 :

アンスラサイト	厚層	200mm
マンガン砂	厚層	100mm
ろ過砂	厚層	300mm
支持砂利(2-4mm)	厚層	50mm
支持砂利(4-6mm)	厚層	50mm
支持砂利(6-15mm)	厚層	50mm
支持砂利(15mm-20mm)	厚層	50mm

16. 回転表洗装置交換

- (1) 回転表洗装置(型式:SWR100)の交換を行うこと。
- (2) 交換にあたっては、既存設備を損傷しないよう注意して作業すること。

17. ろ材入替工

- (1) ろ材の搬出に当たっては、ろ過池設備(トラフ、回転表洗装置等)に損傷を与えてはならない。損傷を与えるおそれがある場合は、適切に防護を行い作業しなければならない。
- (2) 搬出搬入作業中は、ろ材を周囲に散らかさないように、シート等で養生を行い作業しなければならない。なお、受注者の過失によりろ材の量が不足したと認められる場合は、受注者の責により補充しなければならない。

18. ろ過池試運転調整工

- (1) ろ材の入替後、ろ過池の試運転を行い、問題のないことを確認すること。

19. ろ材搬入工

- (1) ろ材の搬入時は、集水装置等に損傷を与えないように十分注意するとともに、必要に応じて養生を行うこと。
- (2) ろ材の敷き込み厚さは、上記(15-5)ろ層構成のとおりとし、各層毎に監督

員の確認検査を受けること。

- (3) ろ材の搬入敷均し後、表逆洗を行った後、表層のすきとりを必要に応じて行い、設計図書等に定める厚さに仕上げるものとする。

20. ろ床点検工

- (1) 集水装置はジェット水により洗浄を行い、ろ過池内の異状の有無を点検すること。
- (2) 集水装置は、1箇所ずつ点検・清掃し、目詰まりを除去すること。

21. 作業員名簿

- (1) 契約締結後、作業員名簿を提出すること。
- (2) 作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。

22. 健康診断

- (1) 本委託において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第 21 条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌(チフス・パラチフスを含む)、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。
- (3) 保菌検査成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を提出すること。

23. 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの) 2 部を契約後速やかに所管課へ提出すること。
この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

24. その他

その他の事項については、次のとおりとする。

- (1) 業務に必要としない物を持ち込んではならない。また、許可なく備品類を持ち出してはならない。
- (2) 仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務の履行にあたり不明な事項については、監督員と協議するものとする。なお、細部の作業事項については監督員の指示に従うものとする。

- (3) 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- (4) 履行期間中に嘔吐および下痢の症状があった者を水道施設敷地内に立入らせ作業に従事させる場合は、医師の診断書を提出すること。
- (5) 作業従事者は現場において、名札等身分の証明をできるものを着用、もしくは携帯すること。
- (6) 施工に必要な用地を使用するときは、監督員の承認を受けること。なお、業務終了後は施工場所の清掃等を行い、原形に復旧し、監督員の承認を受けること。